

令和 5 年 6 月 定例会  
(2023年)

議案書②

5月31日提出

【条例】

市議案第55号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）5月31日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

非常勤講師の給与を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)	(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)
第31条 (省略)	第31条 (省略)
2 (省略)	2 (省略)
3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額3 20, 100円、日額19, 000円又は時間額 <u>2, 880円</u> の範囲内で他の 職員との権衡を考慮して、市規則で定める。	3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額3 20, 100円、日額19, 000円又は時間額 <u>2, 890円</u> の範囲内で他の 職員との権衡を考慮して、市規則で定める。
4～7 (省略)	4～7 (省略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日在職する職員については、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第56号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）5月31日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置、軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置の延長その他所要の規定の改正等を行うとともに、航空機騒音区域の土地に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税の適用期間を延長するため、提案するものである。

豊中市条例第 1 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第24条（省略）  2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、法施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の <u>同項の確定申告書</u> に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税 <u>若しくは市民税</u> に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第24条（省略）  2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、法施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納稅義務者の <u>前項の確定申告書</u> に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税 <u>若しくは森林環境税</u> を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。
3（省略） (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の2（省略）	3（省略） (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の2（省略）  2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年</u>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が法施行令第48条の9の7の2において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p><u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同</u></p>	<p><u>の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が法施行令第48条の9の7の2において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p><u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同</u></p>

(現行)	(改正後)
<p>項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徵収の方法)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項若しくは第2項、第43条の5又は第51条の規定によって特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法によって徵収する。</p>	<p>項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徵収の方法等)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項若しくは第2項、第43条の5又は第51条の規定により特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法により徵収する。</p>
2 (省略)	2 (省略)
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合算額（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徵収する場合にあっては特別徵収の方法によって徵収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徵収する場合にあっては特別徵収の方法によって徵収されこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>	<p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徵収する場合に併せて賦課し、及び徵収する。</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徵収する場合にあっては特別徵収の方法により徵収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徵収する場合にあっては特別徵収の方法により徵収されこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>
(給与所得に係る個人の市民税の特別徵収)	(給与所得に係る個人の市民税の特別徵収)
第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徵収	第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徵収

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>の方法<u>により</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）</u>の合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>
<p>2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額に加算して特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。</p>	<p>3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。</p>
<p>4 (省 略)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者（法人でない社団</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者（法人でない社団</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。次条第1項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第38条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の4第2項に規定する期日までに同条第1項後段(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日まで</p>	<p>又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。次条第1項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第38条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の4第2項に規定する期日までに同条第1項後段(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日まで</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に、これを納入書<u>によって</u>納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定<u>によって</u>その者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合<u>においては</u>、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定<u>によって</u>特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び第42条において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、法施行規則で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>に、これを納入書<u>により</u>納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定<u>により</u>その者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合<u>には</u>、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定<u>により</u>特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び第42条において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、法施行規則で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収したい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>

(現行)	(改正後)
(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)  第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。  2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当することができる。	(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)  第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそのそれぞの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。  2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)  第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次	(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)  第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額の合算額</u>（当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第36条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。</p> <p>3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額の合算額</u>から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月</p>	<p>掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。）の合算額</u>（当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第36条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。</p> <p>3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額の合算額</u>から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月</p>

(現行)	(改正後)
<p>30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。            (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合において直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当することができる。</p>	<p>30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。            (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

(現行)	(改正後)
第45条（省略） 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	第45条（省略） 2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3・4（省略） (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ（省略） エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3・4（省略） (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ（省略） エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円	年額 3,700円

(現行)	(改正後)
(2)・(3) (省略) 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)  第9条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額（前年の第18条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。	(2)・(3) (省略) 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)  第9条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額（前年の第18条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。
2・3 (省略) (読替規定)  第11条 (省略)  2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第32項、第33項、第35項 <u>若しくは第39項又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は	2・3 (省略) (読替規定)  第11条 (省略)  2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第32項、第33項、第35項、 <u>第39項若しくは第46項又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2

(現行)	(改正後)
第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第11条の2 (省略) 2~9 (省略)	第11条の2 (省略) 2~9 (省略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)	<u>10 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第12条 (省略) 2~11 (省略)	第12条 (省略) 2~11 (省略)
<u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u>	
	(1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</u>
	(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u>
	(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u>
	(4) <u>当該工事が完了した年月日</u>
	(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>
<u>12・13 (省略)</u>	<u>13・14 (省略)</u>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(航空機騒音区域の土地に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税)</p> <p>第30条の2 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第9条の2第1項に規定する第3種区域（昭和62年運輸省告示第1号、平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第3種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含む。以下この条において「第3種区域」という。）又は同法第9条第1項に規定する第2種区域（昭和62年運輸省告示第1号、平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第2種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含み、第3種区域を除く。以下この条において「第2種区域」という。）内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に相当する額に、第68条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額（この項の規定の適用がないものとした場合における固定資産税額とする。）から控除した額に相当する額とする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>2 第3種区域又は第2種区域内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準に相当する額に、第137条に規定する税率に前項の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得</p>	<p>(航空機騒音区域の土地に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税)</p> <p>第30条の2 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第9条の2第1項に規定する第3種区域（昭和62年運輸省告示第1号、平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第3種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含む。以下この条において「第3種区域」という。）又は同法第9条第1項に規定する第2種区域（昭和62年運輸省告示第1号、平成10年運輸省告示第123号及び平成21年国土交通省告示第246号により第2種区域の指定を解除された区域並びにこれに相当する区域と市長が認める区域を含み、第3種区域を除く。以下この条において「第2種区域」という。）内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に相当する額に、第68条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額（この項の規定の適用がないものとした場合における固定資産税額とする。）から控除した額に相当する額とする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>2 第3種区域又は第2種区域内にその全部又は一部が所在する住宅用地又は市街化区域農地に対して課する平成18年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準に相当する額に、第137条に規定する税率に前項の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得</p>

(現行)	(改正後)
<p>た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額（この項の規定の適用がないものとした場合における都市計画税額とする。）から控除した額に相当する額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第30条の3の2（省略）</p> <p>2・3（省略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第31条（省略）</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合に相当する額とする。</p>	<p>た率を乗じて得た額を当該住宅用地又は市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額（この項の規定の適用がないものとした場合における都市計画税額とする。）から控除した額に相当する額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第30条の3の2（省略）</p> <p>2・3（省略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第31条（省略）</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

(現行)	(改正後)
<p><u>5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p><u>初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第39条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第39条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡</p>

(現行)	(改正後)
<p>(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p>

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第89条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の豊中市市税条例(以下「新条例」という。)附則第32条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第24条第2項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第43条、第43条の2

及び第43条の6の改正規定並びに附則第30条の3の2第4項及び附則第32条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第32条第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

（3） 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（4） 附則第11条第2項の改正規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の豊中市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき豊中市市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下の項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第89条第1号エ及び附則第32条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第30条の3の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

市議案第57号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例の設定につ  
いて

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条  
例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）5月31日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、  
所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）
（母子生活支援施設の長の資格等）  第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「 <u>基準省令</u> 」という。）第27条の2第1項の <u>厚生労働大臣</u> が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。  (1)～(3) (省 略)  (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の <u>厚生労働大臣</u> が指定する講習会の課程を修了したもの  ア～ウ (省 略)  2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための <u>基準省令</u> 第27条の2第2項の <u>厚生労働大臣</u> が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  (母子支援員の資格)	（母子生活支援施設の長の資格等）  第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「 <u>基準府令</u> 」という。）第27条の2第1項の <u>こども家庭庁長官</u> が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。  (1)～(3) (省 略)  (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は <u>基準府令</u> 第27条の2第1項第4号の <u>こども家庭庁長官</u> が指定する講習会の課程を修了したもの  ア～ウ (省 略)  2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための <u>基準府令</u> 第27条の2第2項の <u>こども家庭庁長官</u> が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  (母子支援員の資格)

(現行)	(改正後)
第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 (1) <u>基準省令第28条第1号の地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</u> (2)～(4) (省略) (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は <u>基準省令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u> (保育の内容)	第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 (1) <u>基準府令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</u> (2)～(4) (省略) (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は <u>基準府令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u> (保育の内容)
第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、 <u>基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従う。</u>	第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、 <u>基準府令第35条の内閣総理大臣が定める指針に従う。</u>

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(自動車を運行する場合の所在の確認)	(自動車を運行する場合の所在の確認)
第8条の3 (省略)	第8条の3 (省略)
2 家庭的保育事業者等（ <u>居宅訪問型保育事業所</u> を除く。）は、利用乳幼児の	2 家庭的保育事業者等（ <u>居宅訪問型保育事業者</u> を除く。）は、利用乳幼児の

(現行)	(改正後)
送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。  (保育の内容)  第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。  (保育の内容)  第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(定義)  第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「 <u>基準省令</u> 」という。）の例による。	(定義)  第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「 <u>基準府令</u> 」という。）の例による。
(従業者の員数)  第6条 (省略)	(従業者の員数)  第6条 (省略)

(現行)	(改正後)
2 前項各号に掲げる従業者のはか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他基準省令第5条第2項の <u>厚生労働大臣</u> が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	2 前項各号に掲げる従業者のはか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他基準府令第5条第2項の <u>こども家庭庁長官</u> が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (省略)
3～9 (省略)	3～9 (省略)
(通所利用者負担額の受領)	(通所利用者負担額の受領)
第24条 (省略)	第24条 (省略)
2・3 (省略)	2・3 (省略)
4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準省令第23条第4項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。	4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準府令第23条第4項のこども家庭庁長官</u> が定めるところによるものとする。
5・6 (省略)	5・6 (省略)
(通所利用者負担額の受領)	(通所利用者負担額の受領)
第72条 (省略)	第72条 (省略)
2・3 (省略)	2・3 (省略)
4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準省令第60条第4項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。	4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準府令第60条第4項のこども家庭庁長官</u> が定めるところによるものとする。
5・6 (省略)	5・6 (省略)

(豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現行）	（改正後）
<p>第4条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（1）認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（2）幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（3）保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（1）認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（2）幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（3）保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方</p>

(現行)	(改正後)
<p>する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5（省略）</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>4・5（省略）</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p>	<p>第7条（省略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、</p>

(現行)	(改正後)
必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法 <u>第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法 <u>第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第13条（省略）	第13条（省略）
2・3（省略）	2・3（省略）
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)・(2)（省略）	(1)・(2)（省略）
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円	(ア) 法 <u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円
(イ) 法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）	(イ) 法 <u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ

(現行)	(改正後)
<p>イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に</p>	<p>イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (省略)</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に</p>

(現行)	(改正後)
<p>応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第<u>25</u>条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (省略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第<u>25</u>条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (省略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同項第1号</u>又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の<u>同項第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。） が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同条第1号</u>又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。） が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同項第1号又は第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条（省略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業</p>	<p>認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同条第1号又は第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条（省略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業</p>

(現行)	(改正後)
<p>所」という。)ごとに, 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては, 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ, その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が, 事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし, 共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を, 満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>所」という。)ごとに, 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては, 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ, その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が, 事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし, 共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を, 満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 (省略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は, 利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が, 当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては, 法第20条第4項の規定による認定に基づき, 保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し, 保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう, 選考するものとする。</p>	<p>第39条 (省略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は, 利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が, 当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては, 法第20条第4項の規定による認定に基づき, 保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し, 保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう, 選考するものとする。</p>

(現行)	(改正後)
<p>3・4 (省略) (特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第</p>	<p>3・4 (省略) (特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第</p>	<p>40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<u>同号第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事</p>

(現行)	(改正後)
<p>13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3</p>	<p>の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に</p>

(現行)	(改正後)
項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「<u>基準省令</u>」という。）の例による。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>基準省令</u>第5条第1項の<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「<u>基準命令</u>」という。）の例による。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>基準命令</u>第5条第1項の<u>こども家庭庁長官</u>及び<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とす</p>

(現行)	(改正後)
2・3 (省略) (準用) 第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。	る。 2・3 (省略) (準用) 第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。 <u>この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u>
(従業者の員数) 第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として <u>基準省令第44条第1項の厚生労働大臣</u> が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。	(従業者の員数) 第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として <u>基準命令第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u> が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。
2 (省略) (運営に関する基準) 第49条 (省略) 2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において	2 (省略) (運営に関する基準) 第49条 (省略) 2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において

(現行)	(改正後)
<p>準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p>
(従業者の員数)	(従業者の員数)
<p>第51条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>基準省令第50条第1項第4号</u>の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア・イ (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p>	<p>第51条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>基準命令第50条第1項第4号</u>の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア・イ (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p>

(現行)	(改正後)
(利用者負担額等の受領) 第56条 (省略) 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する <u>厚生労働大臣</u> の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。	(利用者負担額等の受領) 第56条 (省略) 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する <u>主務大臣</u> の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。
3～5 (省略) (利用者負担額に係る管理) 第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する <u>厚生労働大臣</u> の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	3～5 (省略) (利用者負担額に係る管理) 第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する <u>主務大臣</u> の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
(従業者の員数) 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)	(従業者の員数) 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)

(現行)	(改正後)
が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（ <u>基準省令</u> 第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（ <u>基準命令</u> 第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。
(ア)～(ウ) (省略)	(ア)～(ウ) (省略)
イ～エ (省略)	イ～エ (省略)
(3) (省略)	(3) (省略)
2～7 (省略)	2～7 (省略)
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第84条 (省略)	第84条 (省略)
2・3 (省略)	2・3 (省略)
4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準省令</u> 第82条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準命令</u> 第82条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5・6 (省略)	5・6 (省略)
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第105条 (省略)	第105条 (省略)

(現行)	(改正後)
2・3 (省略)	2・3 (省略)
4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、 <u>基準省令第120条第4項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。	4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、 <u>基準命令第120条第4項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。
5・6 (省略) (従業者の員数)	5・6 (省略) (従業者の員数)
第114条 (省略)	第114条 (省略)
2 (省略)	2 (省略)
3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として <u>基準省令第127条第3項の厚生労働大臣</u> が定めるものでなければならない。	3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として <u>基準命令第127条第3項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u> が定めるものでなければならない。
4 (省略) (利用者負担額等の受領)	4 (省略) (利用者負担額等の受領)
第146条 (省略)	第146条 (省略)
2・3 (省略)	2・3 (省略)
4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準省令第159条第4項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。	4 前項第1号に掲げる費用については、 <u>基準命令第159条第4項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。
5・6 (省略) (利用者負担額等の受領)	5・6 (省略) (利用者負担額等の受領)
第157条 (省略)	第157条 (省略)
2～4 (省略)	2～4 (省略)
5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、 <u>基準省令第170条第5項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。	5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、 <u>基準命令第170条第5項の厚生労働大臣</u> が定めるところによるものとする。

(現行)	(改正後)
6・7 (省略) (利用者負担額に係る管理) 第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び <u>基準省令</u> 第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	6・7 (省略) (利用者負担額に係る管理) 第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び <u>基準命令</u> 第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び <u>基準省令</u> 第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び <u>基準命令</u> 第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第6	(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第6

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第86条, 第87条, 第88条から第94条まで, 第146条, 第147条及び第157条の2の規定は, 指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と, 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と, 第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と, 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と, 第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と, 同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第1</p>	<p>2条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第86条, 第87条, 第88条から第94条まで, 第146条, 第147条及び第157条の2の規定は, 指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と, 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と, 第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と, 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と, 第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と, 同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第1</p>

(現行)	(改正後)
<p>70条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者 (<u>基準省令</u>第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。</p> <p>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</p> <p>第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として<u>基準省令</u>第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分省令</u>」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <u>区分省令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4</p>	<p>70条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者 (<u>基準命令</u>第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。</p> <p>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</p> <p>第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として<u>基準命令</u>第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分命令</u>」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <u>区分命令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4</p>

(現行)	(改正後)
<p>で除した数</p> <p>エ <u>区分省令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2. 5で除した数</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条及び第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準省令</u>第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給</p>	<p>で除した数</p> <p>エ <u>区分命令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2. 5で除した数</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条及び第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準命令</u>第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給</p>

(現行)	(改正後)
<p>決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第201条の4　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <u>区分省令第1条第4号</u>に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <u>区分省令第1条第5号</u>に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <u>区分省令第1条第6号</u>に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ <u>区分省令第1条第7号</u>に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>（3）（省略）</p>	<p>決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第201条の4　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <u>区分命令第1条第4号</u>に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <u>区分命令第1条第5号</u>に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <u>区分命令第1条第6号</u>に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ <u>区分命令第1条第7号</u>に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>（3）（省略）</p>

(現行)	(改正後)
<p>2～5 (省略) (準用)</p> <p>第201条の11 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は, 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第201条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者</p>	<p>2～5 (省略) (準用)</p> <p>第201条の11 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は, 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第201条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に限る。)」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準省令第170条の2</u>第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第201条の22 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで, 第199条, 第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協</p>	<p>に限る。)」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準命令第170条の2</u>第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第201条の22 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで, 第199条, 第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協</p>

(現行)	(改正後)
<p>力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準省令</u>第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準省令</u>第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条（省略）</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち<u>基準省令</u>第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各</p>	<p>力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準命令</u>第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び<u>基準命令</u>第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条（省略）</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち<u>基準命令</u>第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各</p>

(現行)	(改正後)
<p>号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（<u>基準省令附則第4条第1項第1号</u>の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア～ウ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日において存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変</p>	<p>号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（<u>基準命令附則第4条第1項第1号</u>の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア～ウ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日において存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>更したものを除く。) が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項（これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、<u>基準省令</u>による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>更したものを除く。) が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項（これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、<u>基準命令</u>による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>

(現行)	(改正後)
(1)・(2) (省略) 7・8 (省略)	(1)・(2) (省略) 7・8 (省略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第58号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定  
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定  
するものとする。

令和5年（2023年）5月31日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、急速充電設備の定義を整備するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 16 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>
<p>(1)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>(1)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあっては、この限りでない。</u></p> <p>ア　<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ　<u>分離型のものにあっては、充電ポスト</u></p>
<p>(2)　その<u>筐体</u>は、不燃性の金属材料で造ること。</p>	<p>(2)　その<u>筐体</u>は、不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p>

(現行)	(改正後)
(3)～(5) (省略)	(3)～(5) (省略)
(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u>	(6) <u>コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u>
(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u>	(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u>
(8)～(10) (省略)	(8)～(10) (省略)
(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u>	(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u>
(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u>	(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u>
(13) <u>コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。</u>	(13) <u>コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。</u>
(14)・(15) (省略)	(14)・(15) (省略)
(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u>	(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</u>
ア～エ (省略)	ア～エ (省略)
(17)・(18) (省略)	(17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u>
	(18)・(19) (省略)

(現行)	(改正後)
2 (省略) (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格を <u>いう。</u> ）に適合するものとしなければならない。	2 (省略) (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格を <u>いう。以下同じ。</u> ）に適合するものとしなければならない。
2 (省略) (喫煙等) 第23条 (省略)	2 (省略) (喫煙等) 第23条 (省略)
2 (省略) <u>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>	2 (省略) <u>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u>
(1) (省略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の <u>がら</u> 吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）	(1) (省略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）
	<u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図</u>

(現行)	(改正後)
<p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (省略) (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>2~4 (省略)</p> <p>5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器<sup>がら</sup>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 残火（たばこの吸殻<sup>がら</sup>を含む。），取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>別表第4から別表第6まで 削除 別表第7</p>	<p><u>記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (省略) (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>2~4 (省略)</p> <p>5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸い殻容器<sup>がら</sup>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 残火（たばこの吸い殻<sup>がら</sup>を含む。），取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>別表第4から別表第7まで 削除</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )
表示の種類	図記号	色	
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白	

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の豊中市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。